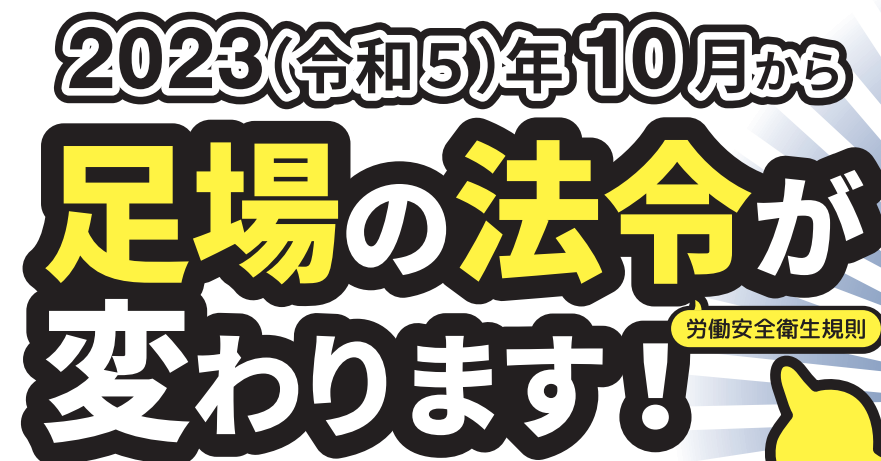




全国仮設安全事業協同組合
Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety

労働安全衛生規則 ここが変わる！

足場からの墜落防止
措置から強化されるのだ



改正
ポイント
1

本足場の使用を原則化（一側足場の使用範囲の明確化）

一側足場は本来、本足場（二側足場）を組むスペースがない狭あいな現場や、植え込みなど障害物がある場所で使用される片側1本の建地による足場です。

一側足場は安衛則563条の一部において適用対象外となっており、墜落防止設備の設置が不十分となる場合が多く、墜落の危険性が高くなっています。

そこで今回の改正省令では、設置床面の幅を可能な限り1m以上確保し、本足場を使用することが義務付けられることとなりました。（ただし、足場を設置する場所の状況により、本足場を使用することが困難な場合は、この限りでない。）

2024(令和6)年4月1日施行 安衛則561条の2(新設)



改正
ポイント
2

確実な足場点検のための点検者の「指名」と「氏名」の記録保存の義務化

足場の組立て、一部解体または一部変更の後の点検（安全点検）は安衛則で定められていますが、実際には足場の十分な点検が行われていない事例があり、結果として墜落・転落災害が多く発生しています。

そのため、今回の改正省令では、事業者や注文者による足場（つり足場含む）の点検を確実に実施するよう、点検者をあらかじめ「指名」することが義務付けられます。

2023(令和5)年10月1日施行 安衛則567条・安衛則568条・安衛則655条

点検結果と措置内容や点検者の氏名を記録し、
足場を使用する仕事が終了するまでの期間中
保存しなければいけません。



足場の点検者は労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等「十分な知識・経験を有する者」を点検者として指名するよう要請しています。

厚生労働省労働基準局 安全衛生部長通達：足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について
(基安発 0314 第2号 2023年3月14日)

安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等について（足場等の安全点検の確実な実施）



- 仮設安全監理者資格取得者
- 足場の組立て等作業主任者能力向上教育受講者
- 計画作成参画者資格取得者
- 施工管理者等のための足場点検実務研修資格取得者

足場点検の義務 2 種類



事業者による点検

仕事を受注し施工している者

●元請け事業者 ●下請け事業者 など

安衛則567条



注文者による点検

仕事を他人に請け負わせる者
(最後次下請け以外の注文者全て)
以下は下請けがいる場合該当

●住宅メーカー ●施工業者 など

安衛則655条



ウラ面を
要チェックなのだ!

